「多様なメディアを高度に利用して行う授業」(メディア授業)の実施等に関するガイドライン

平成25年2月20日教育学生支援会議決定

【多様なメディアを高度に利用して行う授業】

大学設置基準第二十五条および愛媛大学学則第 22 条に基づき、大学では「多様なメディアを高度に利用して」授業を実施することができます。

大学設置基準

(授業の方法)

第二十五条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

- 2 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、前項の授業を、多様なメディアを高度に利用して、 当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。
- 3 大学は、第一項の授業を、外国において履修させることができる。前項の規定により、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる場合についても、同様とする。
- 4 大学は、文部科学大臣が別に定めるところにより、第一項の授業の一部を、校舎及び附属施設以外の 場所で行うことができる。

愛媛大学学則

(授業の方法)

第22条 授業は、講義、演習、実験、実習若しくは実技のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2 前項の授業は、多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させることができる。

学則第22条第2項の規定に定める「多様なメディアを高度に利用して行う授業」については、文部科学省告示第百十四号(平成19年7月31日)に規定されており、次の①の条件を満たす必要があります。

① インターネットなどを利用することにより、文字、音声、静止画、動画などの多様な情報を扱うもの。

あわせて、次の②または③いずれかの条件を満たす必要があります。

- ② 同時かつ双方向に行われる授業であること。
- ③ 非同期型(オンデマンド型)の授業については、インターネットその他の適切な方法 を利用することにより、十分な指導を行うことができること。かつ、学生等の意見交 換の機会が確保されていること。

本学においては

- ・ インターネットや学習管理システム(LMS: Learning Management System)上に掲載された資料、教材、動画などの閲覧
- ・ Moodle 等での練習問題・確認問題・小テストなどの実施
- · Moodle 等を用いた課題の提出
- ・ Moodle 等のフォーラム機能を利用した、教員と学生および学生同士の意見交換などが挙げられます。

それら「メディア授業」の円滑な運営及び教育効果の向上を図るため、その実施に関し 必要な事項を愛媛大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に 関する申合せ(平成 25 年 2 月 20 日 教育学生支援会議決定)が作成されました。

上記申合せで規定する「メディア授業」とは、当該授業を行う教室等以外の場所において、標準的な1コマ(1回)すべてを上記のような方法を用いて行う授業のことを指します。また、「メディア授業科目」とは、「メディア授業」が全開講回数の半数を超える授業科目のことを指します。ただし、これに該当する科目であっても、当該学部の学部長(共通教育科目の場合は教育・学生支援機構共通教育センター長)が正当な理由があると認めた場合には、「メディア授業科目」として扱いません。

このガイドラインでは、「メディア授業」でも、教室で行う授業のように「〇〇コマ目」「〇〇回目」が学生や教職員にとって分かりやすく設計されているケースを前提としています。もし「コマ」や「回」に相当する開講形態をとらない場合には、その旨が学生に十分理解できるように、授業スケジュール等を詳細にシラバスに記載してください。

文部科学省告示第百十四号

平成 19 年 7 月 31 日

◎大学設置基準第二十五条第二項の規定に基づき、大学が履修させることができる授業等について定める件

通信衛星、光ファイバ等を用いることにより、多様なメディアを高度に利用して、文字、音声、静止画、動画等の多様な情報を一体的に扱うもので、次に掲げるいずれかの要件を満たし、大学において、大学設置基準第二十五条第一項に規定する面接授業に相当する教育効果を有すると認めたものであること。

- 一 同時かつ双方向に行われるものであって、かつ、授業を行う教室等以外の教室、研究室又はこれらに 準ずる場所(大学設置基準第三十一条第一項の規定により単位を授与する場合においては、企業の会議室 等の職場又は住居に近い場所を含む。以下次号において「教室等以外の場所」という。)において履修させ るもの
- 二 毎回の授業の実施に当たって、指導補助者が教室等以外の場所において学生等に対面することにより、 又は当該授業を行う教員若しくは指導補助者が当該授業の終了後すみやかにインターネットその他の適切 な方法を利用することにより、設問解答、添削指導、質疑応答等による十分な指導を併せ行うものであっ て、かつ、当該授業に関する学生等の意見の交換の機会が確保されているもの

【学業成績判定】

愛媛大学における「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の実施等に関する申合せ(平成25年2月20日 教育学生支援会議決定)に基づき、学則第22条第2項の規定に定める「多様なメディアを高度に利用して行う授業」についても、愛媛大学学業成績判定に関する規程第5条の規定が適用されます。各授業科目について、対面、メディアで行われる授業回数にかかわらず、開講回数の3分の2以上出席していない者については、その授業科目の学業成績は判定しません。

なお、非同期型(オンデマンド型)で授業を実施する場合など、特別な出席要件を求める場合には、シラバスへの明記をお願いします。

たとえば、

注意: 教室外での資料の視聴によって実施する授業については、すべての授業を受講しなければ、その授業科目の学業成績は判定しない。

など、学業成績判定にかかる要件は必ず明記してください。

あわせて、次のような内容もシラバスに明記してください。

- ① 開講する授業のうち何回目の授業を「多様なメディアを高度に利用して行う授業」の みで実施するのか
- ② 受講期間を設定される場合は「いつからいつまで」の期間に受講する必要があるのか 例)
 - ○回目(○月○日)の対面授業時まで
 - ○月○日から○月○日まで など
- ③ 受講したとみなす(出席に相当する)条件

※Moodle にはログが残るため、学生の学習履歴を確認することが可能です。

例)

資料などをダウンロードし、動画を閲覧したこと レポートや課題を提出すること

確認問題や小テストを実施し、合格点を取得することなど

愛媛大学学業成績判定に関する規程

第5条 <u>各授業科目につき、その開講時数の3分の2以上出席していない者については、その授業科目の学業成績は、判定しない。</u>ただし、当該学部の教授会(共通教育科目にあっては教育・学生支援機構教育学生支援会議)で正当な理由があると認めた場合は、この限りでない。

【卒業要件として学則第46条第2項の規程で「多様なメディアを高度に利用して行う授業」 に認定される科目】

学則第46条第2項の規程に該当する科目(メディア授業科目)とは、「メディア授業」が全開講回数の半数を超える科目です。「メディア授業科目」に該当する科目は、卒業要件として修得すべき単位として60単位を超えない範囲で認定されます。

例)

2単位科目で該当する場合

15 回の授業のうち、対面授業が 7 回以内で開講され、8 回以上を「メディア授業」で完結している授業科目は、「メディア授業科目」として扱われます。 ※2 単位科目の場合で、対面授業を 8 回以上開講し、「メディア授業」が 7 回までの場合は、対面授業科目として扱われます。

愛媛大学学則

(卒業)

第46条 第9条第1項に規定する期間以上在学し、かつ、所定の授業科目を履修し所定の単位を修得した者については、教授会の議を経て、学部長の申出に基づき学長が卒業を認定する。

2 前項の規定により、卒業の要件として修得すべき所定の単位数のうち、第 22 条第 2 項に規定する授業の方法で履修し修得した単位は、60 単位を超えない範囲で認定する。ただし、卒業の要件となる単位数が124 単位(医学部医学科にあっては、188 単位)を超える学部にあっては、その超える単位数を 60 単位に加えて認定する。

これに該当する科目については、学生が履修計画を立てやすくなるように、シラバス提 出時に、授業科目担当者から当該学部の教育支援課各学部チーム(共通教育科目の場合は 教育センター事務課共通教育チーム)に別紙『「メディア授業科目」申請書』を提出してく ださい。

<参考>

【eラーニングとは】

e ラーニング (e-learning) と呼ばれているものには、さまざまな学習形態がある。代表的なものは、インターネットを利用してオンラインで教材の配信やテストを行う WBT (Web Based Training) 呼ばれる形態で、非同期型(Asynchronous)またはオンデマンド型(on-demand)などとも呼ばれる。

一方、衛星通信やインターネットを介したテレビ会議システムを使って講師が行う授業をリアルタイムで遠隔地に配信する形態は、同期型(Synchronous)またはリアルタイム型(Real time)と呼ばれる。また、CD-ROM 等を用いたパソコン単体による自学自習が e ラーニングと呼ばれることもある。

出典:経済産業省商務情報政策局情報処理振興課編『e ラーニング白書 2007/2008 年版』東京電機大学出版局、2008 年

【学習管理システム(LMS:Learning Management System)とは】

LMSは、元来、eラーニングサイクルにおける「学習実行段階」と「評価段階」において、教材の管理、 進捗管理などの狭義の「学習管理機能」を実現するシステムとして登場し、(中略)学習実行段階の機能の 充実、オンラインテスト機能の内包 (問題の出題や回答者の応答の処理、あるいは結果の集約などの諸機 能を含むテスト実行機能、アイテム分析や回答者分析などの学習評価機能)、さらにコンテンツ作成支援機 能などの追加が行われている。

出典:経済産業省商務情報政策局情報処理振興課編『e ラーニング白書 2007/2008 年版』東京電機大学出版局、2008 年